

[その他]

## だれでもトイレの名称変更に伴う取扱いについて

### 1 だれでもトイレの名称変更に伴う取扱いの背景

令和3年3月に高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準が改正され、トイレの表示は「多機能」「多目的」等、だれもが使用できるような名称ではなく、利用対象および個別機能をピクトグラム等で表示することと見直された。これを受け、東京都はトイレ全体でユニバーサルデザインを推進することとし、東京都福祉のまちづくり条例施行規則から「だれでもトイレ」の名称を削除した。練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則においても、同様の改正を行い、「だれでもトイレ」の名称は使用しないこととなった。このことを受け、各部会員に意見を求め、今後の区の方角性を再度検討した。

### 2 前回いただいたご意見

- (1) 新たな名称について
  - ・「名称をどうするか」ではなく、「適切な利用の在り方」についてきちんと対応していくべき。
  - ・「優先トイレ」や「思いやりトイレ」等の名称
  - ・公共的トイレの整備状況や使用状況を把握し、名称の設定はあまり拙速にならないようにすべき。
- (2) 交通事業者の対応について
  - ・「バリアフリートイレ」に変更する方向である。
  - ・東京都が示している方針（ピクトグラムで表示）に基づき対応予定。
  - ・動向を注視し、議論していく必要がある。
- (3) その他
  - ・国と都の方針に従う方がよい。名称変更だけでなく、区としても率先してすべてのトイレをバリアフリーになるよう整備推進してほしい。

### 3 今後の区の方向性

#### (1) 表示変更に係る取組み（令和5年度実施）

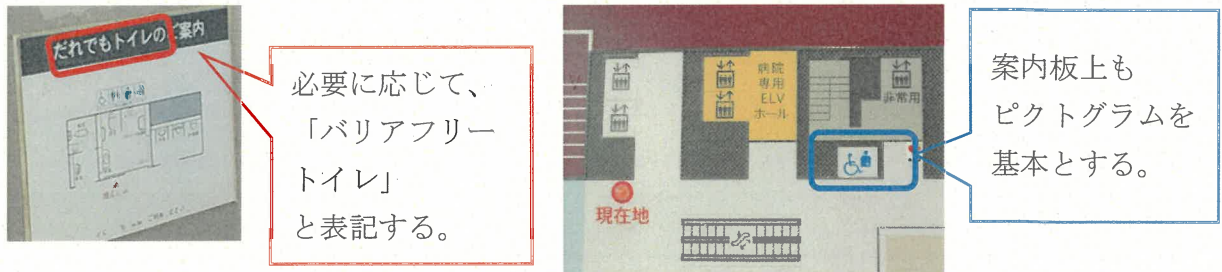
##### ア トイレの出入口における表示変更（令和5年度実施）

区立施設、区立公園、学校等のトイレの出入口に表示されている、「だれでもトイレ」「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の名称を削除する。  
ピクトグラム等がない場合は、新たにピクトグラムを設置する。



##### イ 案内板等における表示

トイレの位置に車椅子マーク等設備を表すピクトグラムを表記する。  
何らかの名称が必要な場合は「バリアフリートイレ」と表記する。



#### (2) トイレ全体のユニバーサルデザイン推進の取組み

東京都が令和4年3月に作成した「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」を参照し、区立施設の改築等の機会を捉え、トイレ内設備・機能の分散配置をするとともに、練馬区福祉のまちづくり推進条例の事前協議において、民間の建築物等においても、トイレ内設備・機能の分散配置を指導し、区内の建築物のトイレのユニバーサルデザインの推進に取り組んでいく。

また、トイレの適正利用についても、ホームページやポスターの掲出等により適切に周知していく。